

森林の維持及び林業の振興のための法律

誌名	静岡県林業技術センター研究報告 = Bulletin of the Shizuoka Prefecture Forestry Technology Center
ISSN	09162895
巻/号	17号
掲載ページ	p. 97-105
発行年月	1989年3月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



資料

Gesetz
Zur Erhaltung des Waldes
und zur Förderung
der Forstwirtschaft
(Bundeswaldgesetz)
Vom 2. Mai 1975

“森林の維持及び林業の振興のための法律”

（西ドイツ連邦森林法）

1975年5月2日

井草五郎* 訳

翻訳にあたって

この翻訳は、1975年5月2日成立した「西ドイツ連邦森林法」(Das Gesetz zur Erhaltung des Waldes und zur Förderung der Forstwirtschaft; 省略名 Bundeswaldgesetz) の全訳です。

旧ドイツにおける森林法制は、1933年に成立した、広範な内容をもつ「帝国森林法」(Reichsforstrecht) により森林行政が遂行されていたが、1945年、第2次大戦の終結に伴い、帝国森林法は失効し、西ドイツ各州は、帝国森林法を暫定的に“州森林法”として運用することにより、森林行政をすすめてきた。

こうした状況のなかで、1950年代に至って、全国統一的な森林法の制定の気運がたかまり、連邦と各州とのあいだで、森林法制定に関する検討が進められたが、合意が得られず、結局、連邦が“原則法”(Rahmenvorschriften) を制定し、各州は、連邦法の枠内で、州森林法を制定する、いわゆる競合法制をとることで合意し、既に成立していた、「森林組合に関する法律」(Das Gesetz über forstwirtschaftliche Zusammenschlusse 1969年9月1日付) を併合する形で、1975年に、この連邦森林法の成立の運びとなった。

翻訳にあたっては、原典を尊重しつつも、一部法形式等については、原典の本旨を損わない範囲で、日本の法令形式に準じた表現に変えたところもあります。

基本的事項、法の本旨という点については、的を外していないつもりですが、語学力不足のため、誤訳の心配も多々あります。お気づきの点があれば御指導頂ければ幸いです。

* 農地森林部林政課長（元 林業試験場長）

森林の維持及び林業の振興のための法律

(連邦森林法)

連邦議会は、参議院の同意を得て、次の法律を議決した。

第1章 通則

(法律の目的)

第1条 この法律は、

(1) 森林の有する経済的機能(収益機能)及び環境に対する意義、特に自然の生態系の維持能力の永続的な保持、気候の調節、理水、大気浄化、土地生産力、景観、農業基盤及び社会基盤並びに市民の保健休養(保護及び保健休養機能)等の機能を維持し、必要に応じこれらを増進し、かつ、森林の秩序ある経営を永続的に確保し、

(2) 林業を振興し、

(3) 公共の福祉と、森林経営者の利害との調和を図ることを目的とする。

(森林)

第2条 この法律において森林とは、森林植物の生立するすべての土地をいい、皆伐跡地及び散生地、林道、森林区画帯、森林保護帯、無立木地、受光伐跡地、林間草地、野生動物保護区、貯木場、その他森林に関連又は附属する土地も森林とする。

2 この法律において、農地若しくは居住地域に介在する小面積の孤立した樹木の集団、並木、生垣又は苗圃に転用されている土地は、森林ではない。

3 州は、第1項に掲げる以外の土地を森林に算入し、又はクリスマスツリー及び装飾用樹木の栽培地並びに居住地域に属する公園区域を、森林の定義から除外することができる。

(森林の所有形態)

第3条 この法律において国有林とは、連邦又は州が単独で所有する森林及び共有権を有する森林で、正当な州法に基づき、国有林と規定された森林をいう。

2 この法律において団体有林とは、地方自治体、地方自治体の組合及び目的組合並びにその他の団体、組織又は財団で、公法に基づき設立された財団が所有する森林をいい、宗教団体及びその組織、実行組合、入会組合、Mark 共同体、Gehöferschaften 並びに共同体に準ずる組合の所有になる森林(共同体林)は、州法に基づき団体有林として規定しない限り、団体有林から除外される。

3 この法律において私有林とは、国有林又は団体有林のいずれにも属さない森林をいう。

(森林所有者)

第4条 この法律において、森林所有者とは、直接に森林の所有権又は使用収益権を有する者をいう。

第2章 森林の維持

(州立法に関する規定)

第5条 この章の規定は、州立法に関する原則規定である。

州は、この法律施行後2年以内に、この章に定める各条項の趣旨に適合した、適切な補償規定を含む法令を公布するか、又はこの法律の趣旨に適合するよう、現行の法令を改正すべきものとする。

第1節 森林基本計画と公共目的に基づく計画及び施策の樹立における森林機能の維持

(森林基本計画の目的と基本原則)

第6条 この法律でいう森林基本計画は、森林の構造を改良し、生命環境及び経済的地位の向上のため不可欠な、第1条第1号に掲げる森林の機能を維持増進することを使命とする。

2 森林基本計画の策定にあたっては、「国土整備計画」及び「国土総合計画」の趣旨を遵守しなければならない。

3 森林基本計画の策定において、特に留意すべき基本原則は、次のとおりとする。

(1) 森林の空間的配置は、自然の生態系の維持能力に可能な限り有利な影響をもたらし、自然的若しくは文明的危害を防止し、又は住民の保健休養にとって、可能な限り広く利用することを顧慮し、同時に、連邦隣接地域における、自然的及び社会的要請をできる限り考慮し、維持形成しなければならない。

(2) 森林の構造は、当該森林に応じて、現に要求されている機能が、永続的に保証される構造でなければならない。

(3) 適当な立地条件にあって、他に優先すべき要求がないかぎり、森林の生産力を維持増進しながら、可能なかぎり、価値の高い木材の生産が持続するように努めなければならない。

(4) 森林の保全機能及び保健休養機能が特に重要である地域にあっては、経済的利害に配慮しながら、保全及び保健休養の目的に応じ、森林区域の拡充整備を行うことを明示すべきものとする。この場合において、適切な施設器具、特に保健休養に適した休息施設、その他の必要な措置を指定するものとする。

(5) 農業の限界収益農地、未墾地及び荒ぶ地は、経済

的若しくは農業生産上の目的に一致し、かつ自然の生態系の維持能力が改善される場合には、造林すべきものとする。

なお、標高の高い森林を含む地域にあっては、十分な面積を造林対象から除外するものとする。

- (6) 小規模な土地又は異なる森林所有者の土地が混在し、合理的な林業的土地利用を妨げている場合は、森林組合を組織し、必要に応じて土地の整理統合に努めるものとする。

(森林基本計画)

第7条 州法に基づき権限を有する主務官庁は、生命環境及び経済的地位の維持向上のために不可欠な林業的な取扱いを前提として、個々の森林区又は州全域若しくはその一部を単位として、森林基本計画を樹立するものとする。この場合において、当該計画の責にある者は、森林基本計画に関し利害を有する者に対し、他の法律において別の形式が規定されていない限り、適切な時期にその内容を周知させ、又は計画に対する意見を聞かなければならない。

なお、この規定は、関係する森林所有者及びその他土地所有者並びにその組合にも適用されるものとする。

2. 森林基本計画は、当該森林の実態若しくは当該森林に対して要請されている構造及び機能が、第1条第1号のいずれに該当するかを考慮して策定しなければならない。
3. 森林基本計画の重要な要件及び施策は、国土総合計画に準拠した州規定に基づく、他の重要な計画及び施策との均衡に配慮し、国土整備法第5条第1項第1段及び第2段並びに第3項の綱領又は計画に組入れるものとする。

(公共目的に基づく計画及び施策の樹立における森林機能の維持)

第8条 公共目的に基づく計画及び施策の樹立において、森林を利用しようとするとき、又はその計画の内容が森林に影響を与える可能性がある場合は、当該計画の責にある者は、次に留意するものとする。

- (1) 第1条第1号に基づく森林の機能に適合するかについて顧慮すること。
- (2) この法律の規定の外、他に特に手続き及び関与について定めのない限り、計画及び施策の準備段階において、当該森林の経営について権限を有する主務官庁に対し、あらかじめその内容を通告し、意見を聴かなければならない。

第2節 森林の経営及び維持管理並びに原野造林 (森林の維持)

第9条 森林は、州法に基づき権限を有する主務官庁の認可をもってのみ開墾し、又は他の用途に転用することができる。(転用)

転用申請の認可にあたっては、森林所有者の権利、義務及び経済的利害並びに転用が及ぼす公共的な利害を相互に比較検討し、公正に判断しなければならない。

当該森林を維持することが、他に優先する有力な公益的理由が存在する場合、特に、自然の生態系の維持能力、林業の生産活動又は市民の保健休養にとって欠くことのできない重要なものである場合は、転用許可を与えることができない。

2. 当該森林の跡地が、定められた一定の期間内に、再び適正に造林されることが確実に保証される場合は、一定期間森林を転用することができる。
3. 州は、転用に関し、次のとおり定めることができる。
- (1) 当該森林が、他の正当な法律の規定の拘束をうけ、他に転用することが確定している場合は、第1項の許可なしに転用がみとめられること。
- (2) 当該森林を、保安林若しくは保健休養林に指定し、より厳しい規制を行なうか、又は転用を禁止すること。

(原野造林)

第10条 原野造林を行なうには、州法に基づき権限を有する主務官庁の許可を必要とする。

許可は、その造林が国土整備計画及び国土総合計画の要件に反し、同計画の趣旨を遂行することができないときに限り、不許可とすることができる。

2. 州は、原野造林に関し、次のとおり定めることができる。
- (1) 当該土地が、他の正当な法律に基づき、造林することが法的に確定している場合並びに当該原野造林が、国土整備計画及び国土総合計画の要件に抵触しない場合は、許可を要しないこと。
- (2) 原野造林に関し、より厳しい規制を行なうか、又は原野造林を禁止すること。

(森林の経営)

第11条 森林は、課せられた目的の範囲において、秩序正しく、かつ保続的に経営すべきものとする。

州法においては、全ての森林所有者に対し、皆伐跡地又は受光伐跡地について、適切な時期に、すくなくとも次の義務を課することを規定すべきものとする。

- (1) 再造林を行なうか。
- (2) 天然更新が不完全な場合は、補正すること。

(保安林)

第12条 公共社会に対する、重大な被害若しくは負担を及ぼす恐れのある災害を予防し、若しくは防止するため、当該森林に特定の林業的施業を遂行する必要がある場合又は林業的施業を行なうべきでない場合、当該森林を保安林として告示することができる。

保安林の告示には、1974年3月15日付、連邦公害防止法(連邦法律公報IS. 721)にいう、環境破壊、即ち水及び風による侵食、干害、洪水若しくは雪崩の防止を勘案するものとする。

連邦幹線道路法第10条及び水管理法第19条第1項第3号は、適用除外とする。

2 当該土地に対し、州法の規定に基づき、保安林と同等の性格が直接付与されている場合は、第1項の告示は必要としない。

3 保安林において、皆伐又は皆伐と同等の影響を及ぼす受光伐等の施業を行なう場合は、州法に基づき権限を有する主務官庁の許可を必要とする。

伐採許可は、当該森林の機能の維持のため、必要な範囲で実行することを履行条件として、許可することができる。

4 細則は、州が制定するものとし、州は、より広範な規則をもって、保安林において行なうべき措置又は禁止すべき事項について、一定の基準を定め、森林所有者にその遵守を義務づけることができる。

(保健休養林)

第13条 森林を保健休養を目的とし、保護、保育又は整備することが、公共の福祉にとって必要とする場合、当該森林を保健休養林として、告示することができる。

2 細則は、州が制定するものとし、州は、特に次の事項に係る規則を公布することができる。

- (1) 当該森林の範囲と管理方式
- (2) 入林者を保護するための狩猟行為の制限
- (3) 建物の建設、道路、ベンチ、ヒュッテ、その他の施設及び器具等の維持管理並びに不要な施設器具等の片づけ等に関する森林所有者の受忍義務
- (4) 入林者の制限

(森林に対する立ち入り)

第14条 保健休養を目的として入林することは許されるものとする。ただし、自転車、車椅子、及び乗馬による立ち入りは、道路及び歩道に限るものとし、利用に基づいて生ずる災害は、入林者の自己責任とする。

2 州は、入林に関する細則を定めるものとする。この場合において、森林の保全、森林若しくは野生鳥獣の管理又は入林者の保護若しくは重大な災害からの回避、

その他森林所有者の正当な利益を確保するために必要な、重大な事由がある場合は、森林への立ち入りを制限し、その一部若しくは全部を他の利用方式に変更し、又は利用を停止することができるものとする。

第3章 森林組合

第1節 通則

(森林組合の種類)

第15条 この法律でいう森林組合とは、認可を受けた経営森林組合(第2節)及び協同森林組合(第3節)並びに認可を受けた森林組合連合会(第4節)をいう。

第2節 経営森林組合

(定義)

第16条 経営森林組合とは、隣接する林地及び造林を目的とする土地の所有者が、零細な面積、不整形な土地、飛地、錯綜した所有関係、狭い間口、その他の構造的な欠陥を克服し、経営上の不利な条件を改善することを目的に結成する私法上の団体である。

(経営森林組合の目的)

第17条 経営森林組合は、目的を遂行するために、すくなくとも次に掲げる事業を行なわなければならない。

- (1) 経営計画の調整又は経営診断及び経済計画並びに個別施業計画の策定
- (2) 林業生産に関する基本的計画並びに木材及びその他林産物の販売に関する調整
- (3) 造林、林地改良及び森林保護を含む育林作業の実行に関する事項
- (4) 施設及び道路の維持管理
- (5) 伐木、造材及び集材の実行に関する事項
- (6) 第2号から第5号までに規定する事業を、より実効のあるものとするための機械、器材の調達並びに配備に関する事項

(認可)

第18条 経営森林組合は、申請に基づき、次の条件を満たす場合、州法に基づき権限を有する主務官庁により認可されるものとする。

- (1) 経営森林組合は、私法上の法人でなければならない。
- (2) 組合の規模及び全ての土地の結合状態が、経営上の基本的な課題の改善を可能とするものでなければならない。
- (3) 定款又は組合規約には、次の条項を含まなければならない。
 - a) 目的
 - b) 目的達成のための経営財務

- c) 目的を遂行するために、組合が履行すべき権利義務の監督に関すること。
- d) 重大な組合員資格違反に対する、違約金又は財産保全の方法
- e) 組合員が木材を販売しようとする場合、その全部又は一部を、組合を通じて販売すべき義務を課すること。

(4) 経営森林組合が、営利事業を行なうことのできる協同組合又は社団法人として、法的資格を取得しようとするときは、更に次に掲げる事項について、定款で規定しなければならない。

- a) 取得した組合員資格の解消は、取得後早くとも満3年の事業年度を経過後、契約の解消を通知することによって行なうことができるものとし、この場合、少なくとも1年間の解約告知期間を置かなければならないこと。
- b) 組織及びその業務内容、議決の方法、実行すべき林業に関する事業の種類及び範囲、協同販売に関する規定、総会の議決を経ずに行使できる理事会の権限の範囲又は株主総会若しくは組合員総会に付すべき事項並びに3分の2以上の票決を必要とする議決事項について定めなければならないこと。

(5) 合資会社としての法的資格を取得しようするためには、組合員が、少なくとも3事業年度以上の期間、目的とする共同事業を継続する保証がなくてはならない。

- (6) 組合員数は、少なくとも7人以上を必要とする。
- (7) 木材市場において、公正な競争を成立させるものでなくてはならない。

2 第1項第3号の規定は、その木材の量及び所有する木材の売買契約が、既に完了している組合員については適用しない。この場合において、締結されている契約の範囲及び期間を組合に報告するものとする。

3 組合に地方自治体林を含む場合は、組合員数が7人に満たない場合でも認可することができる。

(団体に対する法律的能力の付与)

第19条 森林組合が経済事業を行なうことができる法人として、法的資格を取得したときは、主務官庁の認可と同時に、民法第22条の規定に基づく、法律的能力も付与されるものとする。

(認可の取消)

第20条 経営森林組合が認可の要件を欠くこととなったとき、又はその目的を、それ以上履行することができないか、若しくは履行しても不十分と認められるとき

は、州法に基づき権限を有する主務官庁は、認可を取り消すことができる。

第3節 協同森林組合

(定義及び目的)

第21条 協同森林組合とは、第16条に規定する目的を遂行するために、土地所有者が形成する公法上の団体である。

2 第17条に掲げる目的の適用に関しては、協同森林組合は、統一的な経営計画に基づく共同事業の実行まで、事業を拡大することはできない。

(協同森林組合の設立の要件)

第22条 協同森林組合は、林業経営上特に不利な条件を有する地域においてのみ設立することができる。

2 前項の外、設立の要件は次のとおりとする。

- (1) 組合の規模及び土地の結合状態が、当該土地の経営上の不利な条件を基本的に改善することが可能なものであること。
- (2) 組合の結成が、木材市場における公正な競争を成立させるものであること。
- (3) 組合は、当該地域の、すくなくとも、3分の2の人員で、かつ、3分の2の面積を占める森林所有者の賛同があること。
- (4) 州法に基づき権限を有する主務官庁が、関係する全ての森林所有者に対して行なう、経営森林組合（第2節）の設立に関する勧告が、不成功に終わった場合であること。

3 第2項第4号の勧告にさいして、主務官庁は、一定の猶予期間を置くものとする。この場合において、猶予期間は、原則として1年以上で、かつ、2年を超えることができないものとする。

4 公共目的に使用し、又は使用することが決定している土地は、正当な使用収益権を有する者の、承諾なしに組合に編入することができない。

(協同森林組合の設立)

第23条 協同森林組合を設立するには、州法に基づき権限を有する主務官庁に対し、予備協議を行ない、定款の草案並びに関係する土地及びその所有者の暫定名簿を提出したのち、設立総会を招集するものとする。

2 定款は、州法に基づき権限を有する主務官庁の同意を必要とする。

3 協同森林組合は、定款の公の公示をもって成立する。

4 州政府は、設立手続きに関する細目並びに認可及び定款の公示に関する手続きを制定する権限を与えられる。

この場合において、州政府は、この権限を州の最上

級官庁に委任することができる。

(組合員)

第24条 協同森林組合の組合員は、関連する土地の所有者とする。この場合において、当該土地の所有者の同意を得て、継続してその土地の使用収益権を取得することができる者も土地所有者とみなす。この場合、取得した権利義務が、間違いなく土地所有者の同意を得たものであることを、文書をもって森林組合に対し、明らかにしなければならない。

2 定款には、前項以外に、より広い範囲の会員が加入できるように定めることができる。

(定 款)

第25条 定款は、第22条第2項に定める組合員の過半数をもって議決されなければならない。

2 協同森林組合の定款は、次の各号に掲げる規定を含まなければならない。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 目的
- (3) 組合員の権利及び義務
- (4) 組合員の投票権
- (5) 組織及び管理並びに代表
- (6) 賦課金の算定基準及び出資のための地勢測量
- (7) 経営体制並びに経理、出納方法及び帳票の方式
- (8) 組合の解散に伴う資産の処分方法

3 第18条第1項第3号の規定及び本条の規定は、同時に適用されるものとする。

(協同森林組合の組織)

第26条 協同森林組合の組織は、組合員総会、理事会及び予め定款で定める運営委員会とする。

(組合員総会の任務)

第27条 組合員総会は、理事、及び理事長を選任し、次の事項を議決する。

- (1) 賦課金及び分担金の額
- (2) 予算及び決算並びに利益の処分
- (3) 理事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 組合が行う、土地の取得、譲渡及び抵当権の設定に関する事項
- (6) 組合の解散
- (7) その他定款において、組合員総会で議決すべき事項として指定されている事項

(組合員総会の議長、招集及び表決)

第28条 総会の議長は、理事会の理事長があたる。

2 理事長は、すくなくとも総会を年1回招集しなければならない。組合員の10分の2以上又は監督官庁の書

面による開催請求があつたときも同様とする。

3 組合員の投票権は、所有面積に応じて、定款において定めるものとする。この場合において、どの組合員にも、すくなくとも1票の表決権を与えるものとし、1組合員が合計で5分の2以上の表決権をもつことはできないものとする。

なお、総会の議決は、法律又は定款において他の方法を定めない限り投票総数の過半数をもって決するものとする。

(理 事 会)

第29条 協同森林組合の理事会は、理事長及び2人以上の組合員をもって構成するものとする。

2 理事会は、組合の業務を執行し、かつ、法律上及び非法律上組合を代表する。

(運営委員会)

第30条 定款において、運営委員会の設置を定めることができる。運営委員会は、第27条の規定に抵触しない軽微な事項で、定款で指定する事項について議決するものとする。

なお、理事会が行なう一定の業務について、運営委員会が協力すべく、定款において定めることができる。

(定款の変更)

第31条 定款の変更は、組合員総会において、全組合員の3分の2以上の賛成をもって議決するものとする。

2 定款の変更は、州法に基づき権限を有する主務官庁の認可を必要とし、公の公示をもって効力を発するものとする。

(土地の除外)

第32条 林業経営の用に供し、又は供することを目的とする土地を、法令又は官庁の命令若しくは同意を根拠に、他の用途に変更することとなったときは、用途変更の結果をまって、組合林から除外するものとする。

2 第1項に定める以外の土地を、組合林から除外するときは、州法に基づき権限を有する主務官庁の許可を必要とする。この場合において、許可は、重大な理由がある場合にかぎり与えることができるものとし、当該土地の除外が、協同森林組合の目的遂行を損なうおそれがあるときは許可を与えてはならない。

第22条第4項に規定する土地については、収益権利者の要求があれば、除外を許可しなければならない。

(賦課金、分担金)

第33条 協同森林組合は、その財務需要を賄うにたる、十分な収益がない場合については、組合員から賦課金を徴収することができる。

賦課金は、当該森林組合に属する土地の規模を基準

に割り当てるものとする。

なお、他の基準であっても、その方法が妥当なものであれば、賦課金の基礎とすることができる。

2 協同森林組合は、特定の目的又は事業実行のため、組合員から分担金を徴収することができる。

（監督）

第34条 協同森林組合は、州法に基づき権限を有する主務官庁の監督下に置かれるものとし、次の各号に掲げる行為は、監督官庁の許可を必要とする。

(1) 土地及び土地所有権に相当する権利の譲渡又は抵当権の設定。

(2) 貸付資金の借入及び債務保証の引受け。

2 前項に定める事項の外、協同森林組合の監督に関し必要な事項は州法において定めるものとする。州政府は、監督権限に属する事項に関し、規則をもって独自に規制を行なう権限を与えられるものとし、これらの権限は、州の最上級官庁に委任することができる。

（組合目録）

第35条 協同森林組合は、所属する土地並びに所有者及び所有者の議決権に関する目録を備えつけておくものとする。州政府は、組合目録の管理及び作成に関する細目について、規則を定める権限を与えられるものとし、これらの権限は、州の最上級官庁に委任することができる。

（協同森林組合の解散）

第36条 協同森林組合は、総会において、組合員総数の4分の3以上の賛成をもって、解散を議決することができる。

2 解散の決議は、州法に基づき権限を有する主務官庁の認可を必要とする。

第4節 森林組合連合会

（定義及び目的）

第37条 森林組合連合会は、認可された経営森林組合及び協同森林組合並びに州法に基づき組織された森林組合又はこれに準ずる組合で、地方自治体有林を含む組合で構成する私法上の組合をいう。

森林組合連合会は、林業の生産活動と、林産物の流通を市場の要求に適合させることを専らの目的とする。

2 森林組合連合会は、次に掲げる目的のために必要な措置に限り、実行することができる。

(1) 会員に対する指導及び助言並びに林業基本計画に関する協力

(2) 販売の調整

(3) 市場に適合した林産物の選別及び保管

(4) 機械及び施設の調達若しくは配備

（認可）

第38条 森林組合連合会は、申請に基づき、次の条件を満たす場合に、州法に基づき権限を有する主務官庁によって認可される。

(1) 森林組合連合会は、私法上の法人でなければならない。

(2) 森林組合連合会は、林業の生産活動及び林産物の流通に関し、永続的に調整する能力を有しなければならない。

(3) 定款又は組合規約に、次の事項について定めなければならない。

a) 目的

b) 目的達成のために行なうべき事業

2 州法に基づき権限を有する主務官庁は、経営森林組合又は協同森林組合の会員でない単独の森林所有者が、連合会に加入することを許可することができる。

3 第19条及び第20条の規定は、本条と同時に適用されるものとする。

第5節 補則

（その他の森林組合）

第39条 1943年5月7日付「森林組合の設立に関する法律（帝国法律公報 IS. 298）」に基づき設立された森林組合は、その目的又は主たる目的が、職員の雇用に限るものでないかぎり、経営森林組合と同等とみなす。

2 第1項に掲げる組合で、その定款が1969年9月1日付「森林組合に関する法律（連邦法律公報 IS. 1543）」（1974年3月2日付、刑法施行令（連邦法律公報 IS. 469）により最終改正）の規定に適合しないものについては、州法に基づき権限を有する主務官庁は、本法第25条の規定に適合するよう、定款を改正することを命令することができる。

3 従前、州法に基づき認可を得ている私法上の森林組合は、遅くとも4年以内に施行される本法第18条に基づく正式な認可があるまでは、経営森林組合と同等とみなす。

なお、私法上の正式認可のない組合及び土地所有者であっても、森林官庁と森林の保育に関する契約を締結しているもので、すくなくとも本法第17条並びに第18条第1項第2号、第6号及び第7号に規定する条件を満たし、助長するにたるものとして、州法に基づき権限を有する主務官庁が認定したときも、同様に経営森林組合と同等とみなす。

4 本条に規定する以外の、その他の組合については、森林組合に関する州法の適用外とする。

(競争を制限する行為の防止に関する法律の適用除外)

第40条 認可された経営森林組合及び協同森林組合は、林業の生産活動並びに林産物の流通に係る事業を行なう限りにおいては、「競争を制限する行為の防止に関する法律」第1条は適用除外とする。

なお、州法に基づき設立された公法上の森林組合及びこれに準ずる森林組合についても、その活動が市場の公正な競争を成立させるものである限り、同様適用除外とする。

- 2 この法律にいう、認可をうけた森林組合連合会は、会員に対し、価格の形成及びそのための照会に関し、適切な助言を与えることができる。
- 3 その他の事項については、「競争を制限する行為の防止に関する法律」の規定の適用を受けるものとし、本条第1項及び第2項の場合であっても、同法第102条の適用は受けるものとする。

第4章 林業の振興、指導

(振興)

第41条 林業は、第1条の規定に基づき、森林の経済的機能、保全機能及び保健休養機能を促進するため、公共的に振興すべきものとする。

2 振興は、特に森林の管理と持続的な経営を行うための投資にたいし、その経済性が公共的な制約を受けることを条件に行うべきものとする。

この目的のために、林業における自然的な制約と経済的な特殊性を考慮し、交通、農業、社会政策及び租税政策等のあらゆる立場から、経済的に妥当な条件のもとで経営し、維持することができるように配慮されなければならない。

3 連邦政府は、農業法(1955年9月5日付、連邦法律公報 IS. 565)第4条に基づき、国有林の管理経営の実績並びに林業経営統計を基礎に、連邦内の林業の現況と発展及び木材産業の構造並びに林業振興のために必要な施策について、文書をもって連邦議会に報告するものとし、この報告には、森林の保健休養機能に関する負担についても言及すべきものとする。

4 連邦は、農業構造の改善と海岸保全に対する共通責務に関する法律(1969年9月3日付、連邦法律公報 IS. 1573; 共通の責務に関する法律を改正する法律(1971年12月23日付、法律公報 IS. 2140)により改正)に基づき、林業の経済的な振興に努めるものとする。

5 第4項に掲げる法律の根拠に基づき、国庫補助を受けることのできるものは、次のとおりとする。

- (1) この法律でいう森林組合、第39条の規定に基づく

その他同等の森林組合及び公法に基づく森林組合並びに地方自治体有林を含む類似の組合で、組合の目的が林業の生産活動の改善又は林産物の流通を助長し、木材市場において公正な競争を成立させるもの。

- (2) 農林業の経営者又は土地所有者で、森林組合によらなくとも、林業の経営意図の助長が可能なもの。

※

(報告義務)

第42条 自然人、法人及び法的能力をもたない私法人の協会は、権限を有する主務官庁から、この法律に基づく権限又はこの法律の規定に基づき権限を委任された業務の遂行に必要な事項に関し、報告の要請があるときは、これに応じなければならない。

2 報告義務者は、本人又は民事訴訟法第383条第1項から第3項までに掲げる親族が、裁判による訴追を受ける危険若しくは「秩序違反に関する法律」に基づき処罰を受ける恐れがあるときは、前項に対する回答を拒否することができる。

(報告義務違反)

第43条 故意又は不注意により、第42条第1項の規定に反し報告を怠り、不正確若しくは不完全な報告を行い、若しくは報告の時期を失した者は、不法行為とする。

2 前項の不法行為に対し、20,000 DM以下の罰金を科することができる。

第5章 終 則

(施行規則)

第44条 連邦食糧農林大臣は、連邦議会(参院)の同意を得て、第15条から第40条までの条項の施行に必要な施行規則を制定するものとする。

(法律の適用に関する特例)

第45条 本法第6条から第9条までの規定に基づき制定された州法合は、次に掲げる事業を目的とする区域においては、その用益を損わない場合においてのみ適用されるものとする。

- (1) 市民の保護を含む国防
- (2) 連邦の国境守備
- (3) 民間航空運輸

2 第1項第1号及び第2号に掲げる目的の用に供している森林を、他の用途に変更しようとするとき(第9条)、又は原野造林を行い(第10条)、若しくは保安林(第12条)若しくは保健休養林(第13条)を第1項第1号及び第2号に掲げる目的のために転用しようとするときは、上級森林官庁の意見を聴かななければならない。この場合において、当該官庁と見解を異にし、調整を

要するときは、主務大臣が関係大臣及び州法に基づき権限を有する最上級官庁と調整を行い、裁定するものとする。

なお、土地収用法第1条、国土防衛法第1条又は航空運輸法第30条第3項に基づく聴聞を行う場合は、林業行政上定められた処理手続により審議を行うものとする。

3 連邦官庁並びに連邦直轄の法人並びに公法に基づく機関及び財団が、森林を使用し、又は森林に影響を及ぼす可能性のある計画又は施策を立案する場合は、第8条の規定を遵守しなければならない。

4 本条第1項及び第2項は、ベルリン行政区には適用しない。

（法律条項の改正）

第46条 連邦組織法（1960年6月23日付、連邦法律公報 IS. 341；州における行政事務の簡素化のための法律（権限の委譲に関する法律（1975年3月10日付、連邦公報 IS. 685）により最終改正）を次のとおり改める。

(1) 同法第1条第5項第1号中「農業」とあるのを、「農林業」に改める。

(2) 同法第1条第5項第2号中「農業」とあるのを、「農林業」に改める。

（ベルリン条項）

第47条 この法律は、「第3暫定法（移行法）」（1952年1月4日付、連邦法律公報 IS. 1）第13条第1項の規定に基づき、ベルリン行政区に適用する。

（法律の施行及び廃止）

第48条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行と同時に、次の法律は廃止する。

(1) 「森林組合に関する法律」（1969年9月1日付、連邦法律公報 IS. 1543（刑法施行令（1974年3月2日付、連邦法律公報 IS. 469）により最終改正））

(2) 「林業及び放牧経営の振興のための法律」（1924年2月7日付、帝国法律公報 IS. 50）

(3) 「森林の荒廃の防止に関する法律」（1934年1月18日付、帝国法律公報 IS. 37（秩序違反に関する法律の施行令（1968年3月24日付、連邦法律公報 IS. 502）により改正））

(4) 「帝国及び州の所有に属さない、常備森林資源に対する、森林火災の予防と鎮圧のための法律」（1937年6月18日付、帝国法律公報 IS. 721）

(5) 「用材生産の振興のための法律」（1937年7月30日付、帝国法律公報 IS. 876）

〔註〕

① 翻訳の原典は、1975年8月、連邦食糧農林省発行の“Bundesgesetzblatt 1 Nr. 50 vom 7. Mai 1975”（連邦法律公報1第50；1975年5月7日）によった。

② 翻訳にあたっては、大独和辞典（相良守峯編；博友社）現代独和辞典（R. シチンゲル外編；三修社）、“Duden Deutschs Universal Worterbuch”等を使用した。

※ 1988年に入手した、新たな資料によると、この法律は、1984年7月27日付で改正され、次のとおり“41条-a”が追加された。

（連邦の森林資源）

41条-a この法律の目的を達成するため、連邦内の全ての森林（連邦の森林資源）に対すたいする、標本抽出基礎調査を実施するものとする。

この標本抽出基礎調査は、森林の比率及び森林の生産力の総括的概要を明らかにするものであるとともに、森林の質と量の状態に関する基礎的なデータを得るのに必要な、統一的な手法で実施するものとし、必要に応じ、反復実施するものとする。

2 州は、第1項のデータを報告し、連邦食糧農林大臣は、そのデータの取まとめ及び評価を行なうものとする。

3 連邦の森林資源調査の準備及び実行を委任された者は、委任された業務の履行のため、森林に立入、又は必要に応じ、その土地において蓄積調査に必要な作業を実施する権限を有するものとする。

4 連邦食糧農林大臣は、連邦参議院の承認を得た法令に基づき、連邦の森林資源調査の実施時期を指定し、並びに第1項の標本抽出基礎調査の実施及びそのデータの確認方法に関する細則を定め、公布する権限を与えられるものとする。